

# 予 算 要 求 資 料

令和3年度当初予算 支出科目 款：労働費 項：職業訓練費 目：技能向上対策費

## 事業名 認定職業訓練校運営費補助金

(この事業に対するご質問・ご意見はこちらにお寄せください)

商工労働部 労働雇用課 人材育成係 電話番号：058-272-1111 (内 3126)

E-mail：c11367@pref.gifu.lg.jp

1 事業費 15,900 千円 (前年度予算額：15,900 千円)

### <財源内訳>

区 分	事業費	財 源 内 訳							
		国 庫 支出金	分担金 負担金	使用料 手数料	財産 収入	寄附金	その他	県 債	一 般 財 源
前年度	15,900	7,950							7,950
要求額	15,900	7,950							7,950
決定額	15,900	7,950	0	0	0	0	0	0	7,950

## 2 要求内容

### (1) 要求の趣旨 (現状と課題)

職業能力開発促進法の規定による認定を受けた職業訓練 (認定職業訓練) を行う中小企業事業主又はその団体若しくは同法の規定による職業訓練法人等に対して補助金を交付し、認定職業訓練の円滑な実施と労働者の職業能力の開発及び向上を促進する。

### (2) 事業内容

#### <補助対象者>

職業能力開発促進法第24条第1項の認定を受けた職業訓練 (認定職業訓練) を実施する県内の中小企業事業主又はその団体等

#### <補助対象事業>

中小企業事業主等が雇用する従業員等に対して行う認定職業訓練事業

#### <補助対象経費>

##### ① 認定職業訓練の運営費

職業訓練指導員等の謝金、教材購入等に要する経費

##### ② 認定職業訓練のための施設の設置費

認定職業訓練に使用する教室、実習場等の施設の設置に要する経費 (職業能力開発促進法第31条の職業訓練法人のみ)

③ 認定職業訓練のための設備の整備費

認定職業訓練に使用する機械等の設置または整備に要する経費  
(中小企業事業主の団体のみ)

< 補助限度額 >

補助対象経費の 2 / 3

(3) 県負担・補助率の考え方

国庫補助 (県補助額の 1 / 2)

(4) 類似事業の有無

無

3 事業費の積算内訳

事業内容	金額	事業内容の詳細
補助金	15,900	認定職業訓練を行う中小企業事業主等に対する補助
合計	15,900	

**決定額の考え方**

4 参考事項

(1) 国・他県の状況

国の制度に基づき他県においても同様に実施。

(2) 後年度の財政負担

国の制度改正による増減あり。

# 事業評価調書（県単独補助金除く）

新規要求事業

継続要求事業

## 1 事業の目標と成果

### （事業目標）

・何をいつまでにどのような状態にしたいのか

職業能力開発促進法の規定による認定を受けた職業訓練（認定職業訓練）を行う中小企業事業主又はその団体若しくは同法の規定による職業訓練法人に対して補助金を交付することにより、認定職業訓練の円滑な実施と労働者の職業能力の開発及び向上を促進し、中小企業等が必要とする人材の育成・確保を図る。

### （目標の達成度を示す指標と実績）

指標名	事業開始前	指標の推移		現在値	目標	達成率
訓練生数 （普通課程）	(H )	29 (H29)	45 (H30)	30 (R1)	30 (R3)	100.0%
訓練生数 （短期課程）	(H )	459 (H29)	421 (H30)	334 (R1)	400 (R3)	83.5%

### ○指標を設定することができない場合の理由

--

### （前年度の取組）

・事業の活動内容（会議の開催、研修の参加人数等）

認定職業訓練を行う中小企業事業主等7団体に対して補助金を交付し、364人が職業訓練を行った。

### （前年度の成果）

・前年度の取組により得られた事業の成果、今後見込まれる成果

認定職業訓練を行う中小企業事業主等を支援することにより、従業員等の職業能力の開発、技能向上等に寄与した。

## 2 事業の評価と課題

### （事業の評価）

・事業の必要性（社会経済情勢等に沿った事業か、県の関与は妥当か）

○：必要性が高い、△：必要性が低い

（評価）	中小企業等に雇用される労働者の職業能力の開発及び技能向上
------	------------------------------

○	等を促進と認定職業訓練の円滑な実施を図るため、支援の必要性は高い。
<p>・事業の有効性（指標等の状況から見て事業の成果はあがっているか）  ○：概ね期待どおり又はそれ以上の効果が得られている、△：まだ期待どおりの成果が得られていない</p>	
（評価） ○	認定職業訓練を受ける労働者の職業能力の開発、技能向上等が図られるとともに、中小企業事業主等における技能労働者の育成・確保に貢献している。
<p>・事業の効率性（事業の実施方法の効率化は図られているか）  ○：効率化は図られている、△：向上の余地がある</p>	
（評価） ○	認定職業訓練に要する経費の一部を補助することにより、中小企業等に雇用される労働者の職業訓練を効率的に実施している。

（今後の課題）

<p>・事業が直面する課題や改善が必要な事項</p> <p>少子高齢化の進展や職業の多様化等により、特に技能労働者を必要とする中小企業等において人材確保が困難になりつつあるため、結果、認定職業訓練の実施主体及び訓練生が減少傾向にある。</p>
---

（次年度の方向性）

<p>・継続すべき事業か。県民ニーズ、事業の評価、今後の課題を踏まえて、今後どのように取り組むのか</p> <p>中小企業事業主等に対して当制度を活用した人材育成の利点等を周知し、補助金の利用を促進することで訓練生の確保を図る。  訓練の内容については、国主導で、当該訓練を実施する際に目標を設定することとされており、より効果的な訓練が実施されることが期待される。</p>
--

（他事業と組み合わせて実施する場合の事業効果）

組み合わせ予定のイベント又は事業名及び所管課	無し
組み合わせて実施する理由や期待する効果 など	無し